

平成 30 年第 3 回市議会の質疑概要

【文教委員会】平成 30 年 9 月 12 日（水）

■ 信貴 良太 委員（自由民主党・市民クラブ）

「図書館について」

質問：貸出者数・貸出点数について、平成 25 年度から平成 29 年度にかけ徐々に減っているが、どのように認識しているか。

答弁：平成 29 年度の貸出者数は 105 万 6,488 人、貸出点数は 450 万 1,947 点、予約処理件数は 107 万 9,476 件である。5 年前との比較は、貸出者数、貸出点数は減少、予約処理件数は増加している。政令指定都市の平均貸出者数、貸出点数は、いずれも減少する一方で、予約処理件数は増加しており、本市と同様の傾向が見られる。要因は、電子図書の普及や、インターネットの図書購入の普及などが考えられる。

要望：社会の様々な要望を加味した基本構想策定を要望する。また、中央図書館の後には区の図書館、分館の議論も控えている。そのため中央図書館の議論も早い段階で進めてほしい。さらに、図書館の建替えの際は南大阪の代表となるようなものを整備してほしい。

平成 30 年第 3 回市議会の質疑概要

【文教委員会】平成 30 年 9 月 12 日（水）

■米田 敏文 委員（大阪維新の会堺市議会議員団）

「堺市における図書館の建て替え構想について」

質問：中央図書館はいつ頃建設されたのか。

答弁：現在の中央図書館は、昭和 46 年に建設された。

質問：蔵書数は。

答弁：平成 29 年度末の中央図書館における蔵書点数は 57 万 3,994 点。

質問：閲覧室の広さは。

答弁：閲覧室の面積は、一般閲覧室とこども室を合わせて 1,070.2 平米。

質問：1 日当たりの来館者数は。

答弁：平成 29 年度の中央図書館の来館者数は 29 万 9,606 人、1 日当たりの来館者数は 979 人。

質問：新石川県立図書館の基本構想について、どのように認識しているか。

答弁：新石川県立図書館の基本構想は、同じ公共図書館として参考になる部分があると考えている。

質問：今後整備される中央図書館は、どのような図書館をめざすのか。

答弁：現在、中央図書館では関係団体や有識者から意見聴取を行い、子どもたちから高齢者の方まで、さまざまなニーズに応じた暮らしに役立つ図書館サービスの展開、市民の利便性向上に向けた取り組みなど、堺市にふさわしい図書館サービスの機能を取りまとめた基本構想作成に取り組んでいる。

質問：市長はどのような図書館をめざしていくのか。

答弁：＜市長＞私は図書館ファン。図書館というのは、子どもから高齢者までさまざまな世代が集う施設であり、そうした市民への学習機会への提供、そして文化の創造に寄与する、地域の知の殿堂であると考えている。教育委員会では、堺市立図書館協議会の答申を受け、今後の中央図書館のあり方を取りまとめると聞いている。さまざまな観点から議論し、御意見をいただいて、どのような機能が求められているのか、そして歴史文化都市堺の中央図書館にふさわしい、夢のある、わくわくするような図書館の整備に取り組んでいきたいと考えている。

要望：様々な図書館に見学に行き、基本構想から堺らしく、堺に合った図書館だと思われるような図書館にしていただきたい。また、市民に堺のこと、様々なことに興味を持って勉強してもらえるような図書館にしていただきたい。

平成 30 年第 3 回市議会の質疑概要

【文教委員会】平成 30 年 9 月 12 日（水）

■ 松本 光治 委員（公明党堺市議団）

「会計年度任用職員への移行に伴う今後の教育行政について」

質問：平成 30 年度教育委員会事務局の特別職非常勤職員及び短期臨時職員、509 名の内訳は。

答弁：＜教委総務課長＞特別非常勤職員が 157 名、短期臨時職員が 352 名。509 名の主な内容は、介助員が 197 名、図書館司書 74 名のほか、スクールカウンセラー、学校司書等がある。

質問：介助員及び市立図書館司書の現状について。

答弁：＜支援教育課長＞介助員は地方公務員法第 22 条第 2 項に基づくもの。任用期間は 6 ヶ月以内、更新は 1 回が限度のため、最長 1 年の勤務となる。主な業務はトイレ介助、車いすの移動支援等の生活面、安全面、学習面等での生活介助である。

答弁：市立図書館の図書館司書の任用も介助員と同様の法令に基づくもの。任用期間も同様である。主な業務は図書の貸出や返却整理業務等である。

質問：会計年度任用職員制度に移行する場合の課題は。

答弁：＜支援教育課長＞会計年度任用職員制度の導入に関わらず、支援学級在席児童生徒数の増加に伴い、介助員の配置数は年々増加しており、必要な介助員数の確保が課題。

答弁：介助員同様、必要な図書館司書の確保が課題。

質問：制度の変更により、人員の確保が難しいというのは課題として認識しているか。

答弁：＜支援教育課長＞制度を導入した場合でも課題となると認識している。

答弁：図書館も同様である。

質問：課題は現行の制度でも同じということか。

答弁：＜支援教育課長＞介助員について、会計年度任用職員制度になった場合、経費の増大等に伴って、現状の予算であると任用可能な介助員が減る可能性もある。より確保に課題があると認識している。

答弁：＜学校教育部長＞介助員に関しては子どもとの関係から継続性が課題。続けて任用できないという課題を踏まえ、制度の導入を機に人材確保に取り組んで参りたい。

質問：有能な職員を続けて採用するなど、制度設計が教育委員会として必要ではないか。

答弁：＜教委総務課長＞現在効果的・効率的な人員体制の構築を図るよう、検討を進めておるところ。各部署においても移行に向けた準備が必要となるため、市長部局と連携しながらできるだけ早期に任用や勤務条件の考え方と取りまとめ、関係団体等とも協議を重ねていきたい。

質問：今後の学校司書について。

答弁：＜学校指導課長＞学校図書館には学校司書、学校図書館職員計 25 名が採用されている。平成 32 年度からの会計年度任用職員制度等の動向をふまえながら、人材配置について

検討している。学校図書館の環境整備をすすめる高い専門性、ノウハウをもった人材と、読み聞かせ等で子どもと本とをつなぐ熱意ある学校図書館サポーターが互いに連携を深め、学校図書館教育の推進を図りたいと考えている。今後も「いつでも開いている・使える・人がいる」学校図書館の実現に努めたい。

質問：会計年度任用職員について、今後の教育行政としての考え方は。

答弁：＜教育長＞会計年度任用職員というのは行政にとって大きな問題であると認識している。その制度設計は慎重に検討していかねばならない。総務省のガイドラインや指示等に沿った形で堺市の制度も構築していかねばならないと考えている。市長部局とあわせて喫緊の課題として取組み、関係団体や組合等との協議が必要だと考えている。現行の一般非常勤の職員の任用についても勤務評価をした上で任用を更新するのかどうかを検討しており、新しい制度になっても同様であると考えている。その職員の適正を見極めなければならない。これからしっかりと検討した上で取り組んでいきたい。

要望：今から検討を始めてもらいたい。

平成 30 年第 3 回市議会の質疑概要

【決算審査特別委員会・文教分科会】平成 30 年 9 月 12 日（水）

■ 森田 晃一 委員（日本共産党堺市議会議員団）

「学校図書館における図書館費、市立図書館における図書館費について」

質問：学校図書館費のこれまでの決算額の推移、そしてその評価について。

答弁：＜学校教育部副理事兼学校総務課長＞図書館費の決算額は、平成 27 年度 1 億 4,606 万 2,000 円、平成 28 年度 1 億 4,970 万 5,000 円、平成 29 年度 1 億 4,867 万 7,000 円。各年度の当初予算額に対し、いずれも 95%以上の執行率であり、図書購入に必要な経費を確保し、執行され、図書の充実を図っていると考えている。

質問：学校司書について、配置状況、雇用形態は。また、学校図書館に関わる人件費について。

答弁：＜学校指導課長＞本市では、読書センター機能、学習センター機能、そして情報センター機能を高めることにより学校図書館の活性化を図るため、非常勤職員として全中学校に学校司書を配置している。1 人の学校司書が中学校 2 校を担当し、週 4 日勤務。決算額は、学校司書が 1,496 万 4,000 円、学校図書館職員が 1,754 万 7,000 円、学校図書館サポーターが 2,978 万 4,000 円、合計 6,229 万 5,000 円である。

質問：本市の学校図書館教育の課題について、どのように認識しているか。

答弁：＜学校指導課長＞現在子どもたちの読書活動、学習活動の促進と学校図書館の環境整備をさらに進めるため、会計年度任用職員制度等の動向を踏まえながら、小学校への学校司書の配置のあり方を検討している。

質問：現在の小・中学校図書館の蔵書冊数と文科省が示す学校図書館図書標準を照らした達成率について問う。

答弁：＜学校指導課長＞文部科学省の学校図書館の現状に関する調査において、学校図書標準に対して平成 28 年度調査の蔵書達成率は小学校で 30.1%、中学校で 27.9%。これは蔵書冊数が 100%に達している学校数の割合を示しており、堺市全体の蔵書冊数としては、小学校で約 92%、中学校で約 84%の図書を所有している。各学校において、児童が興味を持つ最新の図書を配架するよう努めている。

質問：現在の小・中学校図書館の選書、そして本の廃棄の仕方について。

答弁：＜学校指導課長＞各学校図書館の実態に応じた選書を行い、魅力ある本が揃うように、学校図書館職員等が小学校への巡回訪問において、図書の選書や廃棄についての助言を行っている。図書の廃棄は、全国学校図書館協議会による学校図書館図書廃棄基準を参考にしながら、情報が古くなった図書、汚破損本等を対象に行っている。選書は、市立図書館と連携し、高い専門性を持った司書の助言を参考に選書の支援を行っており、魅力的な選書のリストを作成し、教育情報ネットワークなどで、どの学校でも活用できるよう周知している。

質問：図書館に係る決算の概要及びその評価について、その内訳について。

答弁：平成 29 年度の図書館の決算額は、図書館費と社会教育総務費の合計となるため、その支出額は 4 億 6,149 万 9,602 円であり、主に図書館の施設管理や資料購入などに要した経費。評価は、利用状況は年間貸出冊数が約 435 万冊、このうちインターネットによる延長貸し出しや電子書籍の貸し出しが約 35 万冊。予算執行率は 97.9%で、計画していた図書館サービス事業はおおむね達成できたものと捉えている。

質問：図書館資料費の 5 年間の推移及び 5 年前との増減の主な要因について。

答弁：本市図書館の資料費は、平成 29 年度の決算額が 1 億 151 万 6,125 円で、5 年前の平成 25 年度決算額は 9,955 万 4,469 円であり、196 万 1,656 円の増となっている。資料費の内訳は、新聞、雑誌、追録の購入費とオンラインデータベース使用料であり、主な増加の要因は図書の購入費の増である。

質問：市立図書館における現在の正規職員の人数、そしてその割合の 5 年間の推移は。

答弁：司書職員数は、平成 26 年度の図書館の全職員数は 121 人、そのうち常勤司書職員は 56 人で、全体に対する割合は約 46%、平成 30 年度の全職員数は 124 人、そのうち常勤司書職員は 52 人で、全体に対する割合は約 42%である。平成 23 年度から常勤司書職員の新規採用を継続的に雇用するなど、今後も図書館サービスの専門的業務を担う適切な人材の配置と育成に努めていく。

質問：市民の問い合わせが特に多い窓口であるカウンターの現状は。

答弁：中央図書館や各区の図書館では、課題解決のためのレファレンスカウンターに常時正規司書職員を配置し、質の高い情報サービスの提供に努めている。今後も図書館の専門性を生かした継続的な運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う適切な職員配置に努めたい。

質問：正規職員の割合が低くなれば、カウンターは手薄になるのではないか。

答弁：常時一定数は配置するようにしている。利用客の人数によっては、多めに配置するようにしている場合もある。司書資格を持ったアルバイトまたは再任用職員を起用することで、十分対応はできていると考えている。

質問：堺市立図書館協議会の設置目的、その概要について。

答弁：図書館法第 14 条第 1 項の規定に基づき、堺市立図書館条例第 3 条で設置。目的は、同法第 14 条第 2 項で、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」と定められている。なお、平成 29 年度は図書館協議会を 2 回、委員意見交換会を 2 回実施している。

質問：協議会委員の定数枠は 10 名だが、現在 9 名である根拠は。また、そのうち公募委員が 1 名で、かつ家庭的教育に資する者という条件がつけられているが、その根拠は。

答弁：図書館協議会は昭和 58 年に 10 名で発足したが、平成 11 年の図書館法改正により、委員任命基準から社会教育委員と公民館運営審議会の委員が削除。平成 20 年の改正では、新たに家庭教育の向上に資する活動を行う者が追加されたのを機に、委員数を 8 名とした。平成 27 年からは、多様化する市民ニーズに応えるため、一般市民を対象に委員を公募し、現在 9 名の委員で構成。委員構成は、図書館法施行規則第 12 条で「学

校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」から任命することと定めており、堺市立図書館でも同じ基準で定めている。

質問：定数は10名でも良いということか。

答弁：最小の経費で最大の効果を発揮するように検討した結果現在9名としている。

質問：現在進めている中央図書館基本構想の目的は。

答弁：中央図書館基本構想は、子どもたちから高齢者の方まで、さまざまなニーズに応じた暮らしに役立つ図書館サービスの展開、市民の利便性向上に向けた取り組みなど、本市にふさわしい図書館サービスの機能を取りまとめ、今後の本市の図書館行政の方向性を示すことを目的に策定するものである。

要望：中央図書館構想の中には、今実際に図書館を利用していない方の意見も反映させていきたいと書いてあると思う。そういった観点を既存の協議会にも持ってもらいたい。

平成 30 年第 3 回市議会の質疑概要

【総務財政委員会】平成 30 年 9 月 14 日（月）

■ 淵上 猛志 委員（ソレイユ堺）

「公文書館について」

質問：現在の本市の公文書庫は地下 3 階にあり、温度管理、災害時の浸水リスクの問題、物理的なスペースの限界という、3 つの問題があると認識しているが、その点について。

答弁：＜法制文書課長＞本市の公文書庫は、庁内各課の歴史的文書を収集し保管する場所として、また公開請求への対応も考慮する中で、温度変化が少なく湿度管理が行える市役所本庁舎の地下 3 階に設置している。津波の対策については、今後の公文書館機能の整備に係る検討を行う際に、その検討を進めたい。また、この公文書庫の保管スペースは、現在約 150 平米で、指摘のとおりさほど余裕がないのが現状である。

質問：具体的に今のペースで公文書が増加すると、いつごろ保管スペースの限界なのか。

答弁：＜法制文書課長＞公文書の電子化を推進しているが、各課からの歴史的文書の引き継ぎが現状のまま推移すると、5 年程度で保管スペースの余裕はなくなると考えている。

質問：今後の公文書館については複合施設も選択肢として入るのではないか。今後の中央図書館のあり方について答申が出ているが、その中に公文書館機能は含まれているか。

答弁：＜法制文書課長＞教育委員会では、答申を受けて平成 29 年度には、現在図書館を利用されていない方も含めて広く市民のニーズや要望等を把握するため、中央図書館基本構想基礎調査を実施した。今年度は答申の内容や調査の結果に基づいた課題整理とともに、これからの図書館サービスについて、図書館ボランティアの方々を初め各分野の専門家から意見聴取を行い、図書館サービス機能の面について、中央図書館基本構想の策定を進めていると聞いている。なお、答申の内容には公文書館機能についての記載はない。

質問：公文書館の立場から見て、中央図書館と併設することで考えられるメリットは。

答弁：＜法制文書課長＞公文書館法において、公文書館の機能は歴史的文書を適切に収集し保存すること、この歴史的文書を市民等の閲覧に供すること、歴史的文書に関し調査研究を行うこと、3 点が定められている。歴史的文書の適切な保存は、書庫の温度・湿度管理等ハード面の管理が必要であり、理想の保存状態は図書館の書庫と同等と考えられ、図書館の併設は、ハード面のメリットが考えられる。また、歴史的文書は、公文書としての保存期間が満了したもののうち、本市の歴史を伝えるとともに理解する上で必要と認められる公文書として法制文書課長が指定するものと規定しているため、地域資料等様々な分野の資料が所蔵されている図書館と公文書館が近接した場所であれば、地域資料と歴史的文書を同時に閲覧でき、歴史・文化等に関する学術研究といった面からメリットとなる場合もあると考える。また、市民の閲覧等については、公文書館として閲覧、歴史的文書を利用していただくことが決まった。その請求場所等が明確になるとともに、歴史的文書の内容リストが公表されることになるため、歴史的文書の所在が明らかにな

ってくると考えている。

質問：中央図書館と早急に協議が必要では。総務局から教育委員会に対し積極的な働きかけが必要と考えるが、見解は。

答弁：公文書館の整備については、利用する市民の利便性や施設の設置目的がより効果的に達成できる組み合わせも重要であり、これまでの議会での質疑や費用対効果も十分に考慮し、慎重に検討していく必要があると考える。また、費用対効果を考える際、図書館を初め他の施設との併設は有効な手法の1つであり、公文書館のあり方については今後教育委員会を始め関係組織とも協議を行い、十分に検討してまいりたい。

要望：早急に議論を進めていただきたい。

平成 30 年第 4 回市議会の質疑概要

【大綱質疑・一括】平成 30 年 12 月 6 日（木）

■裏山 正利 委員（公明党堺市議団）

「図書館のあり方について」

質問：答申を受けて教育委員会では基本構想を今年度中に策定とのことだが、その状況は。

答弁：平成 29 年 3 月に堺市立図書館協議会から今後の中央図書館のあり方について答申を受け、平成 29 年度は堺市中央図書館基本構想策定の基礎調査として、図書館来館者調査と市民意識調査を実施した。今年度は答申の内容や基礎調査の結果に基づいた課題整理を行うとともに、これからの図書館サービスについて各分野の専門家や有識者から意見聴取を実施。また関係各局の課長級で構成する堺市中央図書館基本構想検討庁内委員会を設置して、サービス向上のために必要な図書館機能や、関係各局との連携について、協議・検討を進めている。今後これらの意見を取りまとめ、サービス機能を中心に市立図書館のネットワーク全体を視野に入れた堺市中央図書館基本構想を策定する。

質問：基本構想策定の時期、目的や方針、内容について。

答弁：中央図書館基本構想の目的は、これまで築いてきた基盤の上に、時代の変化に対応し今後の新たな市立図書館のあり方についての大きな方向性を定めることである。本年度中に策定したいと考えている。その基本的な方針は、すべての利用者に快適に使っていただける図書館をめざすこと、さらには社会情勢を踏まえつつ、利用者のニーズに応えるため、あらたなサービスの実施に取り組むことであると考えている。そのためには、利用者ニーズに応じた読書環境の提供や、中央図書館と各区図書館や分館との効果的な機能分担、ICT の活用による事務の効率化、ユニバーサルデザインの取り組みなどの課題に対応していく必要がある。これら多くの課題に対応するため、予約資料の貸出返却に特化したサテライト図書サービスの充実、高齢者・障害者・外国人などへの情報提供、各関連機関との連携による対応、またグループ学習、ワークショップなど多様な学びができる場の設置などを新たな検討項目として想定しているところ。

質問：基本構想策定後の取り組みは。

答弁：策定後は新たな図書館サービス実現に取り組むとともに、現有の資源を活用したサービスの向上を図り、地域のニーズを踏まえた図書館運営を実現するために、全館のネットワークの役割分担、中央館としての機能、多岐にわたる図書館業務の集約等の整理を進めていく。さらに区域館、分館を含む図書館の再整備については、基本構想の新たな市立図書館のあり方を踏まえ、立地場所の選定をはじめ、基本計画の策定に向け、市長部局とも密に連携しながら図書館サービスのさらなる向上に取り組んでまいらる。

質問：市長部局として図書館のポテンシャルの活用をどう考えるか。

答弁：<市長公室長>現在教育委員会において平成 29 年 3 月の中央図書館のあり方の答申を踏まえ、市長部局と連携し、中央図書館基本構想の策定に取り組んでいる。中央図書館、

区域館と分館は知の拠点として、市民に親しまれており、子どもから高齢者まで多世代にわたり、年間約 230 万人の方々が集っている。集客の実績や、今後知の拠点である図書館のサービス機能の強化などを踏まえると、地域の活性化や街のにぎわい創出、魅力向上などにも貢献する施設と認識している。これまで公共施設等に関する有効活用として、公民連携の手法による他都市の事例等を調査し PFI やエリアマネジメントなどのマニュアルを整理してきた。基本計画に含まれる図書館の再整備や運営手法等は、市長部局と連携しながら、本マニュアルなどを踏まえ、教育委員会が主体的に検討を進めていく。市長部局では基本計画の策定や新たなまちづくりの機会をとらえて、それぞれの施策の方向性や公民連携の活用、費用対効果、賑わいの創出など様々な観点を踏まえ、図書館の持つポテンシャルを十分に活用できるよう、今後とも教育委員会としっかり議論を重ねていく。

要望：時代とともに拡大していく市民ニーズに応えるために、体制面での工夫もお願いしたい。また、早急に本市の図書館のあり方を取りまとめていただき、政令市一番の図書館再整備を要望する。

平成 30 年第 4 回市議会の質疑概要

【文教委員会】平成 30 年 12 月 13 日（木）

■松本 光治 委員（公明党堺市議団）

「学校図書館の充実について」

質問：今回中学校に学校図書館司書が配置されたが、その評価は。

答弁：＜学校指導課長＞中学校では平成 29 年度から非常勤職員として 2 校に 1 校学校司書を配置し、全中学校に学校司書を配置している。専門性のある学校司書を中学校へ配置したことにより、週あたりの開館日数が増加し、来館者数も大幅に増えたという報告を受けている。全国学力学習状況調査では本市の中学生の 1 日 30 分以上読書している生徒の割合も、昨年度よりも改善傾向が見られた。また学校司書が教員と連携して調べ学習のための図書を収集し、学校図書館の図書を授業で活用する取り組みも増えていると良い評価をしている。

質問：小学校について、今後の取り組みの展開は。

答弁：＜学校指導課長＞小学校には学校図書館サポーターを配置し、読み聞かせやブックトークなど様々な読書活動の支援を行っている。また学校図書館職員や中学校に配置している学校司書の巡回指導を受けながら、学校図書館の環境整備を進めているところ。今後中学校と同様に小学校へ配置を行えるよう、現在 24 名の小学校学校司書の要望をしているところ。

質問：図書館職員と現場の先生方との連携についてどのように考えるか。

答弁：＜学校指導課長＞本市では、学校図書館の環境整備を進めるノウハウを持った学校司書と、読み聞かせ等で子どもと本とをつなぐ熱意ある学校図書館サポーターが、互いに連携しながら学校図書館教育の充実を図ってきた経緯がある。さらに専門性のある市立の図書館職員の支援を受ける事は、大変有効であると考えている。

質問：図書館の学校図書館への具体的な支援とはどういったものか。

答弁：市立図書館全体で取り組んできた学校図書館支援は、学校教育が行う巡回支援に同行し、学校図書館の選書や配架などについて支援を行ってきた。また中学校司書の研修等のため、学校司書連絡会に参加し、連携を図ってきた。その他、朝の読書や授業での調べ学習に必要な図書の団体貸出について、図書を選定する相談から各学校への配送までをトータルで実施しており、平成 29 年度の団体貸出の実績は小学校中学校合わせて約 4 万冊を貸出している。

質問：具体的に来年度からは図書館と学校教育部とが連携をして学校支援をしていく体制が必要ではないか。

答弁：＜学校教育部長＞市立図書館職員と学校が連携していくことが非常に大切であり、その機能を果たすために、具体的に取り組んでいく事柄を早急に決めたいと考えている。例えば定期的に学校に巡回する、また、学校のニーズを情報共有しながら、直接対応でき

るような支援が必要であると考えている。また各学校、堺市全域に対してどのように取り組んでいくのかということも、今後検討していく必要がある。

質問：学校教育部と図書館とがチームとなり学校に出向き、支援する仕組みを構築できないか。

答弁：＜学校教育部長＞教育委員会チームとなって、学校を支援していく体制作りを具体的にしていく。

質問：図書館も同様か。

答弁：図書館においても学校、教育委員会、図書館の3者が同じテーブルについて取り組む体制とすることにより、相互の情報共有また必要に応じた調整ができるようになるので取り組んでいきたい。

質問：学校図書館の充実により、若い世代の図書館利用も促進されるのではないか。また、「堺市子ども読書活動推進計画」の改定についても、PDCAを回せるような仕組みにしてもraitai。前の計画の中にあつた「ブックトーク」がないように思うが。

答弁：「ブックトーク」という文言は使用していない。

要望：若い世代に図書館に来てもらう事が目標でなければいけないことも指標としてあると思う。検討してもらいたい。

平成 31 年第 1 回市議会の質疑概要

【文教委員会】平成 31 年 2 月 27 日（水）

■大林 健二 委員（公明党堺市議団）

「ブックスタートとセカンドブックについて」

質問：ブックスタート事業の意義と経緯について問う。

答弁：ブックスタートとは、一般的に乳幼児期から本に親しむという考えから、健康診査時に、絵本の読み聞かせの大切さやその心構えを啓発することにより、赤ちゃんが保護者と本を通して心をかよわせながら、楽しい時間を過ごすことで、心穏やかに成長することを応援するもの。本市のブックスタート事業については、美原区が美原町時代の平成 15 年度に事業化されたのが始まりであり、その後、区民まちづくり基金事業の一環として、平成 22 年度から全ての区で実施されている。

質問：現在全区で実施されているが、絵本の配布冊数や経費等の実績は。

答弁：全 7 区におけるブックスタート事業の実績は、平成 29 年度で絵本配布冊数の合計は約 6,600 冊、その経費の合計金額は、約 550 万円。

質問：ブックスタート事業の図書館の取り組み内容について問う。

答弁：4 か月検診時等で、ブックリスト「いっしょにたのしもう。0 歳からの絵本」を配布するとともに、図書館職員やボランティアが絵本の読み聞かせを行ったり、読み聞かせの方法やその効用、図書館の利用案内等についての啓発を行っている。

質問：各区で行っているブックスタート事業の取り組みと効果および今後の方向性について。

答弁：ブックスタート事業の取組と効果および今後の方向性について、各区概ね同内容のため、中央図書館総務課から答弁する。各区の保健センターで実施している BCG の予防接種または 4 か月検診時に、図書館やボランティアの方々の協力をいただき、図書館で選定した絵本の配布、絵本の読み聞かせなどの取組を行っている。保護者からは、「子どもに読み聞かせをするよいきっかけとなった」、「子どもとふれ合う機会が増えた」などの声をいただいている。絵本の読み聞かせを通じて、親子がふれ合う機会が増え、親子が絆を深めるよい機会となっていると考えている。参加者からも高評価を得ているところから、来年度も継続して実施していく予定。

質問：BCG や予防接種の欠席者へのフォロー等について問う。

答弁：4 か月検診に欠席されるなど、絵本をお渡しできなかった方に対しては、次回検診時や家庭訪問時などにお渡ししたり、連絡を行うなど、対象の方に絵本をお渡しするための取組を実施していると聞いている。

質問：他の自治体におけるセカンドブックの状況及びその効果についてどう考えるか。

答弁：セカンドブックを実施している他の自治体では、6 か月から小学校 1 年生と対象の範囲が広く、3 歳児や小学校 1 年生を対象としている自治体が多く見受けられる。ある自治体では、1 年生になる子どもを対象とし、絵本のカタログと絵本ひきかえ券を郵送し、

図書館で受け取る方法をとっており、このことは、図書館に立ち寄っていただく機会を提供することとなり、ひとつには、図書館利用者の増加に繋がるものと考えている。また、別の自治体では、小学校1年生の秋の読書週間に複数のブックリストを配布し、その中から1冊を選ぶ方法をとっている。この場合、本を選ぶ時は本の内容について、家庭内で会話が生まれ、保護者と子どもたちのコミュニケーションの増進につながると期待されている。セカンドブックは、子ども自身が本を選ぶ楽しさや読む楽しさを知るきっかけとなることで、自発的な読書につながる効果が考えられる。

質問：市長自身はブックスタート事業をみたことはあるか。

答弁：＜市長＞市長に就任してすぐ、ブックスタート事業と言うのを既に堺市でやり始めていて、他の区も同様にスタートすると聞いていた。非常に素晴らしいと思った。

質問：セカンドブックについて、教育委員会で実施することをどのように考えるか。

答弁：本市は、3歳児検診時にブックリストを配布するとともに、小学生、中学生、高校生と子どもたちの発達段階に応じたブックリストを作成し、学校を通じて児童・生徒へ提供している。合わせて、各図書館で実施している読み聞かせやおはなし会への参加を促進し、親と子のふれあいの醸成や絵本に親しむ機会を作るとともに、ブックリストによる図書情報の提供を通して、子どもたちの読書習慣づくりや図書館の利用促進に努めている。一方、中央図書館では、今後、若年層に積極的に活用いただく必要性を感じており、利用促進の方策を検討しているところ。セカンドブックについては、市立図書館への誘導という観点から一定の効果が見込まれると考えられるが、その配布対象や実施時期、方法、事業効果などについて他市事例を研究してまいる。

質問：ブックスタート事業またセカンドブックについての今後の方向性について教育長の考えは。

答弁：＜教育長＞ブックスタート事業については、赤ちゃんが初めて絵本に出会う、そして保護者と大切な触れ合いをすると機会であるということで、非常に大事な事業であると認識している。教育委員会ではすべての子どもたちの発達段階に応じた読書環境の整備を体系的に行うため、今年度、堺市子ども読書活動推進計画を全面改定し本計画においてもブックスタート事業を重要なものと位置づけている。教育委員会では子どもたちの身近な読書環境である学校図書館において、学校司書や図書館ボランティアが協力しながら、現在子どもたちの読書の活性化に勤めているところ。紹介のあったセカンドブックについては3歳児から小学校1年生という幅の広い児童に対して事業を行っていると言うところ。まさに委員お示しの所の小学校入学時には、1年生の子供たちが学校に入ってくると言う中で、学校現場の1番身近な学校図書館の活性化というものが非常に大事であると考えている。そういう意味でセカンドブックについては、他の自治体でも増えつつあるとのことであり、その効用効果等については改めて調査研究して参りたい。

質問：ブックスタート、セカンドブックの今後の方向性について、市長の考えは。

答弁：＜市長＞ブックスタートは、絵本を通しての親子の触れ合いと共に、子どもたちの健やかな成長を願い、読書に親しむ第一歩になるものだと認識している。自身の経験として、

図書館がなかった美原町からブックスタート事業が始まったというのは感慨がひとしお。大林委員がこの事業についてご尽力いただいたことも推測している。その後この事業が各区に広がり、平成 22 年度からはすべての区で実施できたということも嬉しいこと。子どもの頃の読み聞かせ、お話や紙芝居などは、一生の記憶に残るものだと思う。子どもの創造性と想像力、クリエーションとイマジネーションを養うためには、本に親しみを持って、家族や友人との触れ合いやワクワクする心を成長段階において高めていくことが、まさに世界に羽ばたく塚っ子をつくると考える。セカンドブックも含め、様々な本に親しむ取り組みについて十分に考察して、未来を創る子供たちの読書環境のさらなる充実支援に取り組んでまいり所存である。

要望：今後この事業についてしっかり研究をしていただくよう要望する。

平成 31 年第 1 回市議会の質疑概要

【予算審査特別委員会・文教分科会】平成 31 年 2 月 27 日（水）

■松本 光治 委員（公明党堺市議団）

「図書館の充実について」

質問：開館日数あるいは開館時間について、これまでの経過は。

答弁：市立図書館では、利用機会の拡大と利便性向上のため、平成 22 年 4 月から、中央図書館、各区の図書館・分館では、国民の祝日を開館日とした。そのことにより、平成 22 年度の開館日数は、18 日増の 306 日となった。なお、平成 30 年度の開館日数は、308 日。また、開館時間については、中央図書館と各区の図書館、堺市駅前分館において、平日の開館時間を 30 分延長し午後 8 時まで、土曜日、日曜日及び祝日は 1 時間延長し午後 6 時までとした。

質問：日数が増え市民は利便性を感じている。これからも検討していただきたい。次に学校図書館について、中学校に先に学校司書が配置された経過について問う。

答弁：＜学校指導課長＞小学校は学校図書館サポーターを配置し、学校図書館サポーターを中心に、読み聞かせや児童が手に取りやすい図書の配架等の環境整備に取り組んできた。中学校においても、学校図書館サポーターを配置し、環境整備に取り組んだが、平成 28 年度の学校図書館の開館日は、小学校 平均週 4.6 日、中学校 平均週 2.8 日と、中学校の開館日数が少なく、環境整備も十分に進んでいなかったことを受け、中学校に学校司書を配置することとした。

質問：検証はできているか。

答弁：＜学校指導課長＞昨年からの配置から考えると生徒の来館者数や授業での活用時間というものは増えていると認識している。また中学校の開館も増加は確実である。

質問：小学校の司書の配置計画について問う。

答弁：＜学校指導課長＞中学校は学校司書の配置により、週当たりの開館日数・来館者数が増加したことから、小学校においても中学校と同様に学校司書の配置をめざしている。

質問：予算の中では小学校の司書が計上されていないが、予算はついていないのか。

答弁：＜学校指導課長＞今年度は中学校 20 名と言うことで据え置きである。

質問：なぜそのようになったのか。分析は。

答弁：＜学校指導課長＞エビデンス等も含め担当課の説明不足と認識している。

質問：司書やサポーターの予算はもっと必要であると考えているがその認識は。

答弁：＜教育監＞必要であると考えている。今後検証し予算要求を行いたい。

質問：予算がない中でどのように読書活動推進を進めていくのか。

答弁：＜学校指導課長＞「読書が好きな子ども」育成のため、図書の時間を活用し、授業に読み聞かせ等を取り入れるなど、児童と本をつなぐことが大切であると考えている。また、学校図書館を活用して「探究的に学ぶ子ども」育成のため、学習に関連させた並行読書

や調べ学習等を充実させることも必要。これらの実現に向け、新たな取組として、モデル的に学校を指定し、専門性の高い市立図書館司書と学校図書館担当指導主事がチームとなり、読み聞かせやブックトーク等、本との出合いを大切にした授業支援や学校図書館の環境整備を行うことを目的に、定期的に学校訪問することを考えている。

質問：どのくらいの校数・頻度で訪問するのか。

答弁：＜学校指導課長＞概ね月一回程度モデル校を訪問したいと考えている。また校数は現在4校程度を予定している。

質問：図書館側も認識に差異はないか。

答弁：今回のモデル事業については学校教育部と連携して協議してきた結果。一緒に連携して実施していきたい。

要望：今回のモデル事業を契機に学校図書館の充実をさらに進めてもらいたい。